

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
景観向上方策 に 関するご意見	本市の景観特性～“どこにいても” 自然・歴史・暮らしが感じられる都市～を守り育ててほしい。そのためには景観保全だけでなく、営みやにぎやかさの確保なども同時に検討する必要がある。	本市の景観特性を守り育てるには、人々の営み（経済活動や日常生活等）の関りが必要不可欠と考えるため、保全と経済活動のバランスに配慮した景観施策等に取り組んでまいります。	対応 4 事業参考
	中心市街地の景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージは将来の景観目標がわかりやすいが、各ステークホルダーに景観向上を実行させるための実効性を考えてほしい	景観形成基準への適合を求める対象は、景観影響の大きい大規模な建築物等です。この大規模建築物等の新築や色彩の変更等の際には市に届出を行うことになっています。今回の改定を機に、景観形成基準への適合状況を届出者が詳しく確認することになるような届出様式に改正することで、景観向上の実効性を高めていきたいと考えています。	対応 4 事業参考
	公共建築物の景観整備の進め方は、民間の模範となるような質の高い内容としてほしい。規模や整備エリアに応じて、市民意見聴取、専門家等の助言を受けながら、周囲の景観に調和するものとしてほしい。色の選定やおさまりなど、金額が上がらなくても景観上は良くなることができると思う。	専門家のアドバイスを聴くことが出来る場として、景観審議会専門委員による景観調整会議を開催しており、公共建築物や道路、サインのデザインなどについてデザイン調整を行っています。今回の改定を機に、景観計画にこの取組を掲載することとし、景観調整会議に諮る対象も明確化しま	対応 2 既記載 対応 4 事業参考

		した。公共建築物の色やおさまりなどデザインについて良好な景観形成に寄与するため積極的な活用を促していきます。	
周知啓発に関するご意見	暮らしに根付いた地域景観が広がる都市となっているが、熊本市の各地域の景観の印象や特徴は薄いので、掘り起こしや市民や外部への周知・アピールをして、各地域を盛り上げてほしい。	現在、熊本市第2次都市マスタープランに位置付けられている地域拠点について、各拠点の特徴を生かしたまちづくりに関する取組を進めているところです。今後取組を進めるうえで景観の視点も取り入れていきたいと考えています。	対応4 事業参考
	賑わいや活力あふれる「熊本らしい景観」を維持管理するには、市民・事業者が身近な景観向上活動（自分の家の生垣の剪定や清掃など）が肝心。そのような動機付けや機運を行政がはぐくむ仕掛けづくりをお願いしたい。	ご意見のとおり、良好な景観の維持には行政だけでなく、市民、事業者の関与が重要だと考えます。そのために、まずは景観フォトコンテストや市政広報番組、SNS等を活用した周知活動により、景観意識醸成、景観意識向上を図ります。	対応4 事業参考
	景観教育など、子どもの頃から身近なまちや良好な景観に関心を持ってもらうことが将来の本市の景観向上に重要であるので、学校と連携して多くの学校で行ってほしい。	市内小学校を対象として令和3年度から景観教育（出前授業）を行っており、今回の改定を機に小中学生向けの概要版も作成する予定です。今後も熊本市教育センターや各小学校と連携し、多くの学校で実施していきます。	対応4 事業参考

視点場に関するご意見	視点場の設定と眺望の保全・向上は市民の意識向上にいいことと思うので、そこが視点場と現地でわかるようにして周知をしてほしい。	現地での視点場明示について検討します。	対応4 事業参考
	熊本らしい眺望を眺めることができる場所を視点場に設定されていますが、市内の中心部だけのようで、偏っているように感じます。もっと他にも良い視点場があるのではないのでしょうか。	現在行っているフォトコンテストや今後の取組において、市民の皆様から良好な景観を募集して蓄積し、今後の視点場の追加改善検討の際に活用したいと考えています。 また、今回の計画改定後、4年毎に視点場の景観変化を調査し、必要に応じ視点場位置の再検討を行います。	対応4 事業参考
屋外広告物のデザインに関するご意見	「沿道景観づくり」で市内各所を結ぶ主要な道路や鉄道等は、本市の骨格であり景観の印象づけに重要であるが、屋外広告物に顔写真や色の氾濫などがみられるので、広告業者・広告主のセンス向上なども必要では。市民・事業者・行政の協働による、地域景観と調和した屋外広告物の誘導や改善のための活動等を進めてほしい。	熊本市屋外広告物ガイドラインを令和4年7月に策定し、周知を行っています。また、違反の貼り紙の除去を市が委任した市民ボランティアに行ってもらう活動も実施しています。しかしながら、屋外広告景観向上にはさらなる事業者や屋外広告関係者の理解と協力が不可欠であるため、さらに関係者と協働の講演会やパトロール等を通じ危害防止と景観向上を図っていきます。	対応2 既記載 対応4 事業参考
	市民が良くないと感じる屋外広告物は市民アンケート結果通りだと思う。デザインにも気を遣うように広告主や広告デザイナーの教育が必要ではないか。		

	最近、人の顔が大きく載った看板が目立つように思います。中には不快に感じるものもあります。屋外広告物ガイドラインを活用して景観に配慮するとありますが、もっと看板業者さんや施主さんがデザインに気を使って、良い景観になるようガイドラインの活用を促してほしいです。		
建物高さに関するご意見	熊本城の高さ基準は海拔55mで決まっているが、市長が熊本市景観審議会の意見を聴き良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において高さを超えるとあるが、そもそも政令都市の中心部として高さ規制が厳しいのでは？	本市は、江戸期より熊本城を中心としてまちが形成されており、明治、昭和の時代の変遷においても中心であり続けてきた経緯があります。そのため、本市の景観は熊本城への眺望、熊本城からの眺望を大事にしながらも、中心市街地の賑わいや経済活動との両立を図るため、現在の高さ基準の運用としているところです。	対応3 説明・理解
ご要望	まち並み将来像イメージの白川では、右の方にイベントをやっているイメージですが、河川敷や公園など積極的に使用すれば愛着がわき、清掃活動やごみを捨てないなど自然に市民に浸透するとおもうので、積極的に使わせてほしい。	地域のイベント等での公園緑地等の使用は、申請をして許可を受ければ可能ですので、市ホームページ「公園での行為・占用許可申請について」をご確認いただき、手続きの上、積極的に使用いただきたいと思います。	対応4 事業参考

	景観形成建造物指定制度は良い制度で、将来に向けて保存するには、現代的な用途で活用することも必要。そのために若干の現代風に変更することや法律の問題などは柔軟に対応してほしい。	歴史的な建物を保存し、将来にわたって活用するには、現在の法律に合わない部分も出てきますので、歴史的な建物に関する建築基準法の適用除外についてまとめた「熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を令和2年6月に制定しました。今後、この条例に基づき、歴史的な建物の活用を図っていきたいと考えます。	対応4 事業参考
感想	棚田や街路樹など、写真を見るまで知らなかった場所なので、訪れてみたいと思いました。	是非、素敵な景観をご自身の目で観て頂きたいと思います。	対応5 その他
	コラムがあるので、景観に関する市の取り組みがわかりやすいと思いました。	各種イベントや清掃活動等に参加いただけますと幸いです。	対応5 その他